

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の改訂を踏まえ、適正な価格での契約及び技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等を確保するため、下記の工事について、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置を定めます。

記

1 措置の概要

「2 対象工事」に定める発注者又は受注者は、志太広域事務組合建設工事請負契約約款第 52 条の規定に基づく請負代金額の変更協議を請求することができるものとします。

2 対象工事（次のいずれかに該当するもの）

- (1) 平成 28 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算を、平成 27 年度当初の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）で行っているもの。
- (2) 平成 28 年 1 月 31 日以前に契約を締結した工事のうち、平成 28 年 2 月 1 日において、工期の始期が到来していないもの。

3 具体的な取扱い

- (1) 2 (1) に定める工事にあつては、次の方式により算出された請負代金額を変更後の請負代金額として、変更契約を行うものとします。

$$\text{変更後の請負代金額} = P^{\text{新}} \times k$$

$P^{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

発注者及び受注者にあつては、「様式 1」又は「様式 2」により変更請求し、変更を行う場合は、契約変更の手続きに沿って契約事務を行ってください。

- (2) 2 (2) に定める工事あつては、「志太広域事務組合建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用基準」の規定を準用するものとします。